

平成 28 年度

教育行政方針



平成 28 年 3 月



中標津町教育委員会

目 次

I. はじめに	1
II. 本町教育の基本方針と具体的施策の展開	2
1 町民に開かれた教育行政の推進	2
2 学校教育の充実	3
3 社会教育の充実	15
4 文化財行政の推進	17
5 教育施設の整備・充実	18
III. むすびに	19
【資料】 中標津町教育大綱	20

I. はじめに

昨年の4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」の改正により、新たな教育委員会制度がスタートしました。町長と教育委員で構成される中標津町総合教育会議が新設立され、先般第1回会議が開催されました。

この会議において、本町の教育行政を推進するための指針となる「中標津町教育大綱」が策定されました。この中標津町教育大綱は、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針や講ずべき施策について示した第6期中標津町総合発展計画の後期基本計画を基に定められました。

学校教育においては、学校教育法の改正により、計根別学園がこの4月より「義務教育学校」と位置づけられます。引き続き小中一貫教育を推進するとともに、地域と連携しながら学校運営を行うコミュニティ・スクールの導入に向け取り組みます。

今年はブラジルのリオデジャネイロでオリンピック・パラリンピックが開催されます。本町にあっては、昨年10月に日本体育大学と「体育・スポーツ振興に関する協定」を締結したことに続き、今年には待望の総合体育館が供用開始となりますので、スポーツに対する

関心が高揚するものと思われます。

中標津町教育大綱の『人が輝き歴史と文化を育むまちづくり』という基本理念を基に、次代を担う子どもたちが希望を持って未来に向かえるよう、地域住民との協働による地域の総合力を結集した教育を進めていきます。

これらのため、次に掲げる本町教育の基本方針に沿って、総合的・計画的に教育施策を推進します。

Ⅱ. 本町教育の基本方針と具体的施策の展開

1 町民に開かれた教育行政の推進

【目 標】教育施策の効果や課題を明らかにし、効率的な施策の推進につなげる

社会情勢の変化に対応し、教育行政の推進状況を点検・評価するとともに、教育施策の効果や課題を明らかにして改善・充実を図り、教育行政の説明責任を果たしていきます。

(1) 主体的な活動

『地域の子どもたちを地域全体で育てる』という視点に立ち、中標津町PTA連合会などと連携しながら、中標津町の地域教育力の

向上を目指します。教育委員・教育委員会職員・学校教職員・保護者が今の中標津町の教育事情を共に理解し、様々な課題解決のため議論を深めていきます。

(2) 積極的な情報発信

開かれた教育行政を推進していくためには、行政と住民との情報の共有が大切です。各種教育行政情報はもとより小中一貫教育やコミュニティ・スクールの情報など「らいふまっぷ」や、インターネットを活用し積極的な情報発信に努めます。

(3) 町長との連携強化

「地方教育行政法」の改正を受けて、町長と教育委員で構成される中標津町総合教育会議が設立されました。教育・学術・文化の振興を図るための重点施策や、**児童生徒等**の生命や身体に被害が生じる恐れがあると見込まれる場合の対応など重要かつ緊急性ある事項について、町長と協議・調整します。

2 学校教育の充実

【目 標】 幼児・児童・生徒の「確かな学力」・「豊かな心」・「健康やかな体」を育む学校教育

児童生徒一人ひとりの学ぶ意欲を高め、確かな学力の向上に努めます。思いやりの心や倫理観などの豊かな心を育成するとともに、健康に過ごすための望ましい生活習慣の確立や体力向上に向けた健やかな体の育成に取り組みます。

また、昨年設置した中標津町教育力向上推進委員会において、コミュニティ・スクール、学力向上、小中一貫教育など教育方針の基礎づくりとなる方向性、方策を検討します。

(1) 社会で生きる確かな学力の育成

子どもたちが、変化の激しい社会において自立して生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能やそれらを活用できる力、すなわち「確かな学力」を育むことが必要です。

- ① 少人数指導による北海道の定数加配教員の活用、町独自の学習サポート教員の配置、学生ボランティアの活用などにより、学力向上のための支援に努めます。

また、土曜授業のあり方については、学力向上や地域と連携した教育活動に関わることから、中標津町教育力向上推進委員会で研究を進めます。

- ② 各学校の学習活動にあっては、「習得・活用・探究」を重視し、

各教科等での言語活動を充実させ、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育を展開できるよう指導・助言に努めます。

③ 全国学力・学習状況調査等の結果分析に基づき、学校改善プランの充実を図ります。また、児童生徒一人ひとりに確かな学力を育むよう学習規律・生活規律の確立を学校・家庭・地域と連携して推進します。

④ 教員の指導力向上においては、各学校での指導内容、指導方法を広く公開するための研究指定校事業を継続実施するとともに、教員による先進地視察とその報告会を開催し、指導方法の工夫改善につなげていきます。

⑤ 計根別学園は、小中学校の施設一体型校舎で、平成 27 年 4 月に開校しました。計根別小中一貫教育・教育課程基本構想に基づき、義務教育 9 年間の連続性・系統性のある学習指導、生活指導、学校行事等、教育課程を進めます。

⑥ 全町立小学校、中学校による小中一貫教育の導入を目指し、教員による調査・研修・研究を実施するとともに、計根別学園の小中一貫教育の実績を検証します。

また、平成 25 年に発足した市街地 3 小学校よる連携事業「3 C

プロジェクト会議」を支援します。

- ⑦ ひらかれた学校経営を目指し、教育課程の編成や学校評価を学校・地域・保護者が一体となって取り組むコミュニティ・スクールの導入を推進します。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

美しいものや自然に対して感動する心などの柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する基本的な倫理観等、児童生徒の「豊かな人間性を育む教育活動の推進」に努めます。

児童生徒が生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善できる資質・能力を育てるため、心身の調和の取れた発達を図る健康・安全教育の充実に努めます。

- ① いじめについては、「いじめ防止対策推進法」や「北海道子どものいじめ防止等に関する条例」に基づき、教育委員会及び各学校でいじめ防止のための基本方針を踏まえた取組を進めます。また、不登校については、様々な要因が考えられることから、一人ひとりの子どもに寄り添った支援に努めます。このため、スクールカウンセラーによる教育相談機能を充実させるとともに、スクール

ソーシャルワーカーの積極的活用や教育相談専門員及び関係機関との連携を積極的に図るよう支援します。

- ② 郷土愛を深め、地域社会の一員としての自覚を養うため、小学校3・4年生を対象とした社会科副読本を、各小学校で活用を進めるとともに、デジタルブック化した社会科副読本の活用について研究を進めます。
- ③ 中標津町の特色ある教育の一つとして北方領土学習を位置づけ、北方領土に対する関心を深めていきます。
- ④ 家庭・地域社会との連携の中で、豊かな心を育む道德教育の充実を一層図るよう指導・助言に努めます。
- ⑤ 学校図書の計画的な整備に努め、中標津町図書館と連携し、児童生徒の読書活動推進を積極的に支援します。
- ⑥ 教職員の計画的な教育相談や日常観察等を通して、児童生徒の心の理解を図り、問題行動等の未然防止に向け生徒指導の推進を支援します。
- ⑦ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果などの客観的資料を活用して、児童生徒が運動を楽しみ、体力向上に積極的に取り組むための計画的・継続的な指導の充実に努めます。

- ⑧ 「早寝・早起き・朝ごはん」運動への理解を促し、児童生徒の基本的な生活習慣や学習習慣の形成に向けて学校、家庭が一体となった取組を進めます。
- ⑨ 発達段階に応じた「薬物乱用防止教育」や「性に関する教育」の推進に努めます。
- ⑩ 携帯電話やインターネットの利用から巻き込まれる事件・事故を未然に防止する「情報安全教育」への取組を支援します。

また、子どもを取り巻く事件・事故に備え、各学校の危機管理体制の強化・充実に努めます。

(3) 信頼される学校づくりの推進

各学校において、保護者や地域の信頼と期待に応えられる学校づくりを着実に進めていくよう支援します。

- ① 通学路の安全確保については、「中標津町通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の安全性の向上を図っていきます。
また、ボランティアの協力を得て、地域ぐるみで児童生徒の安全を守る体制の充実に努めます。
- ② スクールバスの運行については、児童生徒の安全を第一に、関係機関との連携を図り、安全運行の指導徹底に取り組みます。

また、登校後の荒天など非常時の宿泊に対応できるよう非常食やマット等を引き続き配備し、計画的に更新を行います。

- ③ 防災教育の一層の充実とその必要性を再認識し、避難訓練の実施や、危機管理マニュアルの充実、児童生徒の事故等を予知・予測する危機管理意識の高揚に努めます。

(4) 食に関する指導の充実

学校・家庭・地域社会・各関係機関と協力し、児童生徒が「食に関する正しい知識」と「望ましい食習慣」を学び、健全な食生活を実践できる資質・能力を身に付けることができるように、充実した食育の推進を図ります。

- ① 各学校の食育全体計画や、年間指導計画の改善・見直しを進めます。
- ② 栄養教諭等が中心となり、学校・家庭・地域社会と連携し、計画的な食育の推進に取り組みます。
- ③ 学校給食における食の安全に対する学校の危機管理体制の充実を推進します。
- ④ 地場産食材を活用した「中標津丸ごと給食」の実施を継続し、地域食材に対する理解を深めます。

- ⑤ 弁当づくりを通して親子のふれあいを深め、食育の重要性や給食の意義について考える「親子で作るお弁当の日」を設定するとともに、児童・生徒・保護者に、その趣旨について周知徹底を図ります。
- ⑥ 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルに基づき、牛乳をアレルゲンとする食物アレルギーを有する児童生徒に対する飲用牛乳提供停止を行い、対象児童生徒の健康管理対策を図ります。
- ⑦ 学校給食費の収納向上を図るため、保護者に対し「学校給食申込書」の提出を義務付け、納付意識の改善を図ります。

(5) 子どもたちのための学習環境の整備

何よりも、子どもたちが学習するための環境づくりは、教育行政に課せられた使命です。

- ① 情報化社会に対応したスキルを身に付けるため、学校 ICT 環境の活用に努めます。
今年度は、全小中学校の校務用コンピューターを更新し、効率的な校務処理を図ります。
- ② 教育振興車両の運行により、学校の校外活動を支援し、また、郡

部地域の長期休業中における児童生徒の社会教育施設利用の利便性を図ります。

(6) 教育費の負担軽減

子どもたちには、家庭環境や経済環境の違いにより、学習意欲や学力に差を生じることがないように支援を行います。

- ① 生活困窮世帯を支援するため、就学援助制度の周知及び就学援助対象項目の検討を進めます。
- ② 経済的な理由によって義務教育修了後の進学が困難な者を支援するため、従来の修学資金に加え、入学時に必要となる諸費用の補填を目的とした「入学一時金制度」を本年度も引き続き実施します。
- ③ 義務教育における保護者負担を少しでも減らすため、副教材費等の負担軽減を継続します。
- ④ 幼稚園児の保護者は若い世代が多いため、保育料等が経済的な負担になっている場合が多くあります。このため、無償化に向けた段階的取組として、私立幼稚園就園奨励費補助金により低所得者と多子世帯及びひとり親世帯の保護者負担軽減を図ります。

また、計根別幼稚園においては、子ども・子育て新制度の実施

を踏まえ、多子世帯の保育料の軽減を図ります。

(7) 特別な支援の必要な児童生徒の教育

特別支援教育については、教育支援委員会(旧就学指導委員会)の機能を活かし、各学校と幼稚園、保育園及び関係機関との連携を深めながら、早期から一貫した支援ができる体制整備を進めます。

- ① 生活介助や学習支援を必要とする児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、継続して特別支援教育支援員を配置します。
- ② 重い障害のある子どもたちの教育的ニーズに沿った就学先を確保する観点から、根室管内に義務教育の特別支援学校もしくは特別支援学校の分校・分教室の整備について、引き続き北海道教育庁に要望します。
- ③ 北海道中標津高等養護学校については、学校活動を側面から支援する後援会に対し助成支援を行い、また、生徒の就業支援のため、教育振興バスを運行します。

(8) 将来、社会で活躍できる力を育む町立農業高等学校教育の充実

将来、社会で活躍できる実践力の育成に重点を置いた農業のフードシステムを中心に学ぶ農業教育の充実と高校教育の質の確保と向

上が図られるよう指導・支援の強化に努めます。

- ① 地元の多様な資源を活用した新製品の開発や栽培作物の研究、関係機関・大学・企業と連携したプロジェクト活動の推進を図ります。
- ② 職場の実習体験を通じた勤労観・職業観の育成、地域に貢献するボランティア活動・農業クラブ活動等への支援を図ります。
- ③ 大学や専門機関と連携し、環境保全型の農業や、高度先端技術を生かした教育内容の工夫・改善に努めます。
- ④ 国際的な視野や経営感覚を育てるため、海外研修事業を継続します。
- ⑤ 本校の特色ある教育内容・活動を町内外へ積極的に情報発信し、学校理解の促進に努めます。
- ⑥ 今後の生徒数確保のため、各関係機関及び地元関係者等と学校のあり方を協議・見直し、また通学支援など受け入れ環境の整備を検討し、積極的に連携したPR活動を推進します。
- ⑦ 学校施設や農場の機械・施設設備については、限られた予算の中で創意工夫しながら環境整備に努めます。

(9) 幼稚園教育への支援

本町には現在私立4園、公立1園の幼稚園があります。幼稚園教育については、学校教育へスムーズに移行できるよう連携を図ります。

- ① 昨年4月から実施されている子ども・子育て新制度においては、子育て支援室と連携しながら、幼児期の学校教育のより良い環境づくりに努めます。
- ② 私立幼稚園に対し、人件費等の助成を行い、幼稚園経営の健全性を高めます。
- ③ 生活介助や学習支援を必要とする幼児が安心・安全に幼稚園生活を送ることができ、さらに早期支援による小学校へのスムーズな連携を図るため、今年度より特別支援教育支援員を配置します。

(11) 教育相談センター機能の充実

専門相談員と学校・家庭及びスクールソーシャルワーカー等との連携をより一層強化し、基本的な生活習慣の形成、学習活動や進路への支援、体験的な活動、教育相談、カウンセリング機能の充実に努めます。

また、不登校については、一人ひとりの子どもに寄り添った教育相談に努め、必要に応じ適応指導教室への参加を積極的に促します。

各学校と指導方針を共有し、保護者と協力体制をつくります。

3 社会教育の充実

【目 標】 地域の創意と総力に基づく社会教育の推進

町民一人ひとりが主体的な意思に基づき積極的に学習活動に取り組み、『学びあい、ふれあいを広げ、こころ豊かで活力ある地域づくり』を目指した社会教育の充実に努めます。

(1) 生涯学習環境の整備と活動の推進

町民が生涯に渡って、自己を充実させ豊かな生活を送れるよう、学習環境の整備と参加機会の拡充を図ります。

- ① 町民の学習志向に合わせた内容や開催日程で、各種講演会や生涯学習研修講座を開催します。
- ② 生涯学習活動のサポートとして、情報紙「らいふまっぷ」を継続して発刊します。
- ③ 町内幼稚園が設置している、家庭教育学級の活動を引き続き支援します。
- ④ 社会教育施設的环境整備や美化を進め、安全で利用しやすい施設づくりに努めます。

(2) 青少年の豊かな人間性と、生きる力を育む体験活動の推進

青少年を対象とした体験活動や交流事業を行い、社会性や規範意識の向上を図り、生きる力の育成に努めます。

- ① 友好都市「川崎市」との交流体験活動事業を継続して実施します。
- ② 地域の自然を活用した自然体験等の事業を引き続き実施します。
- ③ ボランティア団体「なかしべつ青少年体験活動サポートシステム」との協働による、児童生徒の職業体験・社会体験活動を継続して取り組みます。

さらに、生徒たちが企画・制作・発表を行う、起業体験学習をモデル的に取り入れ、今後の継続と普及について検証を行います。

(3) 文化・スポーツ活動の充実

総合文化会館等と町営体育施設等の指定管理者との連携を一層強め、民間活力によるサービス向上を目指します。

- ① すぐれた芸術文化鑑賞機会を充実させ、事業形態の工夫により文化活動の振興を図ります。
- ② スポーツ活動や健康づくりの拠点施設となる総合体育館においては、新設された設備を活かすと共に、昨年協定を調印した日本体育大学と連携し、「体育・スポーツの振興」と「町民の健康増進」

のため有効活用できるよう取り組みます。

- ③ 年々盛況になる『なかしべつ 330° 開陽台マラソン大会』を引き続き支援します。
- ④ 2019年開催のラグビーワールドカップや2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地の誘致を進め、合宿のために来町するスポーツ団体への支援品の支給等を行うとともに、運動公園をはじめ各施設の有効活用に努めます。

(4) 社会教育諸団体への支援の充実

「一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団」及び「NPOなかしべつスポーツアカデミー」の活動を支援するとともに、町内の児童生徒の全道・全国大会への出場等を支援し、本町の文化・スポーツの振興充実に努めます。

また、少年団活動の健全な運営を支援するため、社会教育関係団体との協力体制を強化します。

4 文化財行政の推進

文化財の保護・保全を図り、有効活用を促進し、町民の郷土愛護心の醸成に努めます。

(1) 郷土資料の保存・活用

これまで収集してきた郷土資料や研究の成果は、郷土館内外における展示や普及事業の実施、また、インターネットの活用により公開しています。今後も、貴重な歴史を後世に伝えることはもとより、学校教育との連携を深め、郷土資料のより積極的な活用を推進します。

(2) 文化財保護思想の普及

文化財の保護思想を広く普及させるため、学習機会の提供や関係団体の支援・協力、及び積極的な情報発信を行うとともに、新たな文化財の発掘・保護・活用により、文化財愛護の精神を育むよう努めます。

(3) 町花エゾリンドウの保護・増殖

町花エゾリンドウの保護・増殖を図るため、町民との協働による保護増殖事業を引き続き実施します。

5 教育施設の整備・充実

子どもたちの教育活動や町民の生涯学習活動の推進のため、安心安全に利用できる施設の整備・充実を目指します。

昨年の4月に小中一貫校として開校した計根別学園は、昨年10月に屋内運動場が完成しました。今年度は、事業最終年度となり外構工事と旧屋内運動場の解体工事が予定されております。

体育施設では、総合体育館が8月に完成し、10月から供用開始の予定です。

文化施設では、昭和46年に建設された中標津町郷土館の老朽・狭隘化が進んでいます。郷土学習の中核となる郷土博物館を整備するため、昨年度に引き続き調査研究を行います。

Ⅲ. むすびに

以上、平成28年度の教育行政の執行に関する方針と主要な施策について申し上げます。

今年度も、継続事業の学校施設・体育施設については、円滑に事業を推進してまいります。

また、生涯学習社会の充実のための基礎となる学校教育では、自ら明るい未来を切り開き、ふるさと中標津を誇れる子どもたちを育てるため、新しい施策にも取り組み、教育行政を推進してまいります。

中標津町教育大綱

平成28年1月策定

1 はじめに（策定の趣旨・位置づけ）

中標津町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本町の教育行政を推進するための指針として策定する。まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「第6期中標津町総合発展計画 後期基本計画（平成28年4月施行予定）」を基に定めるものです。

この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議し、調整した上で策定したものです。

2 期 間

大綱の実施期間は、平成28年度から平成32年度（第6期中標津町総合発展計画 後期基本計画期間）までの5年間としますが、今後の社会情勢等の変化・動向を踏まえ、適宜改定するものとします。

3 理 念

人が輝き歴史と文化を育む（第6期中標津町総合発展計画）

※歴史の新しい町だからこそ、今生活している自分たちが文化と歴史をつくる

- ① 育てたい子どもの姿…他者に優しく思いやりをもち、社会の中で生きる力をもつ
- ② 地域社会・家庭の姿…地域の自然や文化を愛し地域をつくることで、地域に貢献し、家族・隣人と共に楽しく生きる
- ③ 行政の教育への姿勢…安心して暮らせる、住みやすく、住み続けたいまちづくりの中で、子どもの家庭環境・学習環境を整えることを促す

4 施 策

① 学校教育の充実

- 幼児教育の充実 ○社会で生きる確かな学力の育成
- 豊かな心と健やかな体の育成 ○信頼される学校づくりの推進
- 学校施設の整備・充実 ○学校給食の充実 ○学校規模の適正化
- 教育関係団体への補助 ○経済的負担の軽減、奨学金制度の充実
- 町立中標津農業高校の充実

② 青少年の健全育成

- 青少年健全育成体制・環境の整備 ○青少年の体験・交流活動の促進

③ 生涯学習の推進

- 生涯学習講座の充実 ○生涯学習情報の提供
- 生涯学習団体への支援 ○生涯学習関連施設の充実
- 郷土館の充実 ○家庭教育支援の充実

④ スポーツの振興

- スポーツ施設の整備充実・有効活用 ○スポーツ団体の運営支援
- スポーツ指導者の養成・確保 ○スポーツ活動の普及促進

⑤ 文化・芸術の振興

- 文化・芸術団体指導者の育成
- 文化・芸術の鑑賞機会と発表機会の充実 ○文化財の保護と活用